

令和4年 No.6

- 国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程等の一部を改正する規程の制定
- 国立大学法人東京学芸大学学長等規程実施細則の一部を改正する細則の制定
- 東京学芸大学学長選考に係る意向投票実施要項の一部を改正する要項の制定

改正理由

学長選考会議の権限の追加及び組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年9月24日、令和3年11月19日 学長選考会議 審議・承認

(国立大学法人東京学芸大学組織運営規程及び国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部改正 令和4年3月9日 役員会 審議・承認)

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月10日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年規程第5号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程（平成16年規程第34号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学学長解任規程（平成19年規程第3号）

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和4年3月10日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和4年細則第2号

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則（平成19年細則第2号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学長選考に係る意向投票実施要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

令和4年3月10日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学学長選考に係る意向投票実施要項の一部を改正する要項

東京学芸大学学長選考に係る意向投票実施要項（平成 21 年 3 月 6 日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程の一部改正について

改正理由：学長選考会議の権限の追加及び組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>国立大学法人東京学芸大学<u>学長選考・監察会議</u>規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第7条第2項の規定に基づき、<u>学長選考・監察会議</u>（以下「選考会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 学長の任期、選考基準及び選考手続に関すること。</p> <p>(2) 学長の選考に関すること。</p> <p>(3) 学長の解任に関すること。</p> <p>(4) 選考した学長の業務執行の状況についての確認に関すること。</p> <p><u>(5) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に規定する大学総括理事の設置に関すること。</u></p> <p><u>(6) その他学長の選考等に関し必要な事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 選考会議は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 経営協議会において選出された経営協議会の学外委員 <u>5名</u></p> <p>(2) 教育研究評議会において選出された教育研究評議会の評議員（<u>学長を除く。</u>）<u>5名</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>国立大学法人東京学芸大学<u>学長選考会議</u>規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第7条第2項の規定に基づき、<u>学長選考会議</u>（以下「選考会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 学長の任期、選考基準及び選考手続に関すること。</p> <p>(2) 学長の選考に関すること。</p> <p>(3) 学長の解任に関すること。</p> <p>(4) 選考した学長の業務執行の状況についての確認に関すること。</p> <p><u>(5) その他学長の選考等に関し必要な事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 選考会議は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 経営協議会において選出された経営協議会の学外委員 <u>4名</u></p> <p>(2) 教育研究評議会において選出された教育研究評議会の評議員（<u>学長及び理事を除く。</u>）<u>4名</u></p> <p><u>(3) 選考会議が定めるところによる理事 3名</u></p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程の一部改正について

改正理由：学長選考会議の権限の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(選考機関)</p> <p>第2条 学長の選考は、役員規程第3条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学 <u>学長選考・監察会議</u> (以下「選考会議」という。) がこの規程により行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(選考した学長の業務執行状況の確認)</p> <p>第10条の2 選考会議は、選考した学長の業務執行の状況について、監事の意見等を参酌し、確認を行うものとする。</p> <p><u>(学長の職務の執行状況の報告)</u></p> <p>第10条の3 <u>選考会議は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第11条の2に規定する監事からの報告を受けたとき又は学長が法第17条第2項若しくは第3項に規定する役員の解任事由に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、学長の選考等に関し必要な細則及び意向投票の実施等に関し必要な事項は、選考会議の議を経て別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(選考機関)</p> <p>第2条 学長の選考は、役員規程第3条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学 <u>学長選考会議</u> (以下「選考会議」という。) がこの規程により行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(選考した学長の業務執行状況の確認)</p> <p>第10条の2 選考会議は、選考した学長の業務執行の状況について、監事の意見等を参酌し、確認を行うものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、学長の選考等に関し必要な細則及び意向投票の実施等に関し必要な事項は、選考会議の議を経て別に定める。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学学長解任規程の一部改正について

改正理由：学長選考会議の権限の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(解任の審査)</p> <p>第3条 国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号の1に該当する場合は、学長解任の審査を行う。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(解任の審査)</p> <p>第3条 国立大学法人東京学芸大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号の1に該当する場合は、学長解任の審査を行う。</p> <p>(1)・(2) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程実施細則の一部改正について

改正理由：学長選考会議の権限の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(学長選考実施の公示及び公表)</p> <p>第2条 国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）は、学長選考等規程第4条第1項各号のいずれかに該当するときは、速やかに学長選考の実施に関する事項を決定し、公示しなければならない。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(学長候補者の推薦)</p> <p>第3条 学長選考等規程第5条第1項第1号に規定する第1次候補者の選考は、次の各号に定める者のうちから行う。</p> <p>(1) 選考会議委員から推薦された者</p> <p>(2) 本学の常勤の職員（選考会議委員である職員を除く。）20人以上の連署により推薦された者</p> <p>(3) その他選考会議が認めた者</p> <p>2 前項の推薦は、本人の同意を得た上で、第1号に規定するものについては、学長候補者推薦書（様式第1）に履歴書（様式第3）及び所信表明書（様式第4）を、第2号に規定するものについては、学長候補者推薦書（様式第2）に履歴書（様式第3）及び所信表明書（様式第4）を添えて選考会議に提出して行う。</p> <p>3～5 〔省略〕</p> <p>(選考会議委員の交代)</p> <p>第4条 選考会議委員のうち、前条の規定により、学長候補者として推薦された者又は選考会議が学長候補者と認めた者は、国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議規程（平成16年規程第34号。以下「選考会議規程」という。）第2条第2号に規定する学長の選考に関する審議に加わることができない。</p> <p>2 前項の場合、学長選考等規程第5条第1項第4号に規定する学長最終候補者の選考が終了するまでの間、委員の交代を行うものとする。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(学長選考実施の公示及び公表)</p> <p>第2条 国立大学法人東京学芸大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、学長選考等規程第4条第1項各号のいずれかに該当するときは、速やかに学長選考の実施に関する事項を決定し、公示しなければならない。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(学長候補者の推薦)</p> <p>第3条 学長選考等規程第5条第1項第1号に規定する第1次候補者の選考は、次の各号に定める者のうちから行う。</p> <p>(1) 選考会議委員から推薦された者</p> <p>(2) 本学の常勤の職員（選考会議委員である職員を除く。）20人以上の連署により推薦された者</p> <p>(3) その他選考会議が認めた者</p> <p>2 前項の推薦は、本人の同意を得た上で、第1号に規定するものについては、学長候補者推薦書（様式第1）に履歴書（様式第3）及び所信表明書（様式第4）を、第2号に規定するものについては、学長候補者推薦書（様式第2）に履歴書（様式第3）及び所信表明書（様式第4）を添えて選考会議に提出して行う。</p> <p>3～5 〔省略〕</p> <p>(選考会議委員の交代)</p> <p>第4条 選考会議委員のうち、前条の規定により、学長候補者として推薦された者又は選考会議が学長候補者と認めた者は、国立大学法人東京学芸大学学長選考会議規程（平成16年規程第34号。以下「学長選考会議規程」という。）第2条第2号に規定する学長の選考に関する審議に加わることができない。</p> <p>2 前項の場合、学長選考等規程第5条第1項第4号に規定する学長最終候補者の選考が終了するまでの間、委員の交代を行うものとする。</p>

3 前項の委員の交代は、選考会議規程第3条に規定する当該委員の選出された組織ごとに、あらかじめ定められた順位に基づいて行うものとする。この場合において、交代する委員の人数は、選出された当該組織ごとにおける委員以外の人数を超えないものとする。

〔省略〕

様式第1（第3条第2項関係）

学長候補者推薦書

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議議長 殿

推薦者 学長選考・監察会議委員

氏名

㊞

私は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人東京学芸大学学長候補者として、別紙履歴書を添えて推薦します。

なお、学長候補者選考の過程で、この推薦書に記載された推薦理由が東京学芸大学内において公表されることを了承します。

〔省略〕

様式第2（第3条第2項関係）

学長候補者推薦書

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議議長 殿

推薦代表者

氏名

㊞

3 前項の委員の交代は、学長選考会議規程第3条に規定する当該委員の選出された組織ごとに、あらかじめ定められた順位に基づいて行うものとする。この場合において、交代する委員の人数は、選出された当該組織ごとにおける委員以外の人数を超えないものとする。

〔省略〕

様式第1（第3条第2項関係）

学長候補者推薦書

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議議長 殿

推薦者 学長選考会議委員

氏名

㊞

私は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人東京学芸大学学長候補者として、別紙履歴書を添えて推薦します。

なお、学長候補者選考の過程で、この推薦書に記載された推薦理由が東京学芸大学内において公表されることを了承します。

〔省略〕

様式第2（第3条第2項関係）

学長候補者推薦書

年 月 日

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議議長 殿

推薦代表者

氏名

㊞

私共は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人東京学芸大学長候補者として、別紙履歴書を添えて推薦します。

なお、学長候補者選考の過程で、この推薦書に記載された推薦理由が東京学芸大学内において公表されることを了承します。

〔省略〕

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

私共は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人東京学芸大学長候補者として、別紙履歴書を添えて推薦します。

なお、学長候補者選考の過程で、この推薦書に記載された推薦理由が東京学芸大学内において公表されることを了承します。

〔省略〕

東京学芸大学学長選考に係る意向投票実施要項の一部改正について

改正理由：学長選考会議の権限の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号。以下「学長選考等規程」という。）第5条第1項第3号及び第11条の規定に基づき、学長選考に係る意向投票（以下「意向投票」という。）の実施及び学長選考意向投票管理委員会（以下「管理委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(管理委員会の処理事項)</p> <p>第4条 管理委員会は、次に掲げる事項を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 意向投票及び期日前投票の実施に関すること。 (2) 意向投票有資格者名簿の作成に関すること。 (3) 投票及び開票の管理に関すること。 (4) 有効投票及び無効投票の判定に関すること。 (5) 投票及び開票の記録に関すること。 (6) 学長選考等規程第8条に規定する<u>学長選考・監察会議</u>（以下「選考会議」という。）への報告及び公示に関すること。 (7) その他投票に関し必要な事項に関すること。 <p>[省略]</p> <p>(公示)</p> <p>第7条 管理委員会は、意向投票を行う日の10日前までに、別記様式2により別表に定める地区ごとに公示しなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>(意向投票結果の報告及び公示)</p> <p>第11条 学長選考等規程第8条に規定する選考会議への報告及び公示は、別記様式3</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第50号。以下「学長選考等規程」という。）第5条第1項第3号及び第11条の規定に基づき、学長選考に係る意向投票（以下「意向投票」という。）の実施及び学長選考意向投票管理委員会（以下「管理委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(管理委員会の処理事項)</p> <p>第4条 管理委員会は、次に掲げる事項を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 意向投票及び期日前投票の実施に関すること。 (2) 意向投票有資格者名簿の作成に関すること。 (3) 投票及び開票の管理に関すること。 (4) 有効投票及び無効投票の判定に関すること。 (5) 投票及び開票の記録に関すること。 (6) 学長選考等規程第8条に規定する<u>学長選考会議</u>（以下「選考会議」という。）への報告及び公示に関すること。 (7) その他投票に関し必要な事項に関すること。 <p>[省略]</p> <p>(公示)</p> <p>第7条 管理委員会は、意向投票を行う日の10日前までに、別記様式2により別表に定める地区ごとに公示しなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>(意向投票結果の報告及び公示)</p> <p>第11条 学長選考等規程第8条に規定する選考会議への報告及び公示は、別記様式3</p>

， 4により行う。

〔省略〕

別記様式2（第7条関係）

公 示

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程第5条第1項第4号の規程に基づき，下記により学長選考に係る意向投票を行う。

記

投票日 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
投票時間 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで
投票場所 〇〇（〇〇棟〇階）
有資格者 〇〇地区に勤務する本学の常勤の職員（学長選考・監察会議委員である職員，意向投票日及び期日前投票期間の全期間において休職中の者，育児休業中の者，停職中の者及び海外渡航中の者を除く）

〔省略〕

別記様式3（第11条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人東京学芸大学学長選考・監察会議議長 殿

学長選考意向投票管理委員会委員長

〇〇〇〇



国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程第8条の規定に基づき，東京学芸大学学長選考に係る意向投票結果について，下記のとおり報告します。

， 4により行う。

〔省略〕

別記様式2（第7条関係）

公 示

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程第5条第1項第4号の規程に基づき，下記により学長選考に係る意向投票を行う。

記

投票日 〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
投票時間 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで
投票場所 〇〇（〇〇棟〇階）
有資格者 〇〇地区に勤務する本学の常勤の職員（学長選考会議委員である職員，意向投票日及び期日前投票期間の全期間において休職中の者，育児休業中の者，停職中の者及び海外渡航中の者を除く）

〔省略〕

別記様式3（第11条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人東京学芸大学学長選考会議議長 殿

学長選考意向投票管理委員会委員長

〇〇〇〇



国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程第8条の規定に基づき，東京学芸大学学長選考に係る意向投票結果について，下記のとおり報告します。

〔省略〕

〔省略〕

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。